

平成29年4月3日

お客さま各位

石動信用金庫

キャッシュカードによる振込の一部利用制限について

平素は石動信用金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、昨今の振り込み詐欺被害が多発する中、特に、キャッシュカードによる振込が不慣れな高齢者のお客さまをATMに誘導して、電話で操作方法を指示し、預金を振り込ませる「還付金詐欺」の被害が急増しています。

当金庫では、こうした高齢者の還付金詐欺の被害を防止するため、対応策として、下記のとおりキャッシュカードによる振込取引を一部制限させていただきます。

何卒、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 対応策について

次のお客さまは、ATMでのキャッシュカードによる「振込」ができなくなります。（ATMを利用した振込限度額を「0円」とさせていただきます。）

(1) 対象となるお客さま（口座）

70歳以上で当金庫および他金融機関のATMから過去3年以上キャッシュカードによる振込をされていない口座のお客さま

(2) 開始時期

平成29年5月12日（金）より

2. 利用制限の解除について

上記のお客さまがATMでのキャッシュカードによる「振込」を希望される場合は、平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。

なお、キャッシュカードによる「お預け入れ」や「お引出し」は従来どおり可能です。

以上